

◇県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第40号）

1 県から市町村への事務の移譲

地方自治法の規定による事務処理の特例制度に基づく市町村への事務の移譲に伴い、関係条例の規定を整備することとしました。

(1) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第1条関係）

(2) 新潟県屋外広告物条例（第2条関係）

(3) 新潟県福祉のまちづくり条例（第3条関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第42号）

1 期末手当の支給割合の改正

知事、副知事、県議会議員等の期末手当の支給割合を改正することとしました。（第1条及び第2条関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第43号）

1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給割合の改正等を行うこととしました。（第1条～第3条関係）

2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、市町村立学校職員の給料月額、勤勉手当の支給割合の改正等を行うこととしました。（第4条～第6条関係）

3 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正関係

県税賦課徴収手当を月額制から日額制に見直すとともに、教員特殊業務手当の額を改正することとしました。（第7条関係）

4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合を改正することとしました。（第8条及び第9条関係）

5 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改正することとしました。（第10条及び第11条関係）

6 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例（新潟県条例第44号）

1 要配慮個人情報に関する規定の整備

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ、「要配慮個人情報」の定義を設けるとともに、要配慮個人情報の収集を制限することとしました。（第2条及び第8条関係）

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例（新潟県条例第46号）

1 スポーツに関する事務の移管

スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を教育委員会から知事へ移管することとしました。（本則関係）

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県国民健康保険法施行条例（新潟県条例第47号）

1 趣旨

この条例は、国民健康保険法の施行に関し必要な事項を定めることとしました。（第1条関係）

2 運営協議会の設置

国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、新潟県国民健康保険運営協議会を置くこととしました。（第2条～第6条関係）

3 国民健康保険保険給付費等交付金の交付等

県が市町村に対して交付する国民健康保険保険給付費等交付金に関し、必要な事項を定めることとしました。（第7条及び第8条関係）

4 国民健康保険事業費納付金の徴収等

県が市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金に関し、必要な事項を定めることとしました。（第9条～第21条関係）

5 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県児童福祉法施行条例（新潟県条例第48号）

1 新潟県障害児通所給付費等不服審査会の設置等

児童福祉法の規定に基づく市町村による障害児通所給付費等に係る処分に対する審査請求について、専門的な審査を行う体制を構築するため、新潟県障害児通所給付費等不服審査会の設置に係る規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。（第1条～第6条関係）

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例（新潟県条例第49号）

1 手数料の新設等

機器の設置等に伴い、試験等の種類及び手数料の算定の単位を改正することとしました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県都市公園条例の一部を改正する条例（新潟県条例第53号）

1 公園施設の設置の基準に関する規定の整備

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、公園施設を設置する場合の基準に関する規定の整備を行うこととしました。（第1条の4及び第1条の5関係）

2 都市公園の占用の許可に係る使用料の改正

電柱、管類等を設置する場合の占用の許可に係る使用料について、積算根拠の見直しに伴い、その額を改正することとしました。（別表第2関係）

3 施行期日

この条例は、1については公布の日から、2については平成30年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県手話の普及等の推進に関する条例（新潟県条例第55号）

1 目的

この条例は、手話の普及等に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もってろう者とうろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とすることとしました。（第1条関係）

2 県の責務

県は、基本理念にのっとり、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を的確に行うとともに、手話の普及等に関する施策を効果的に推進するものとする事としました。（第4条関係）

3 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、手話について理解を深め、県がこの条例に基づき実施する手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする事としました。(第5条関係)

4 公表

知事は、毎年度、手話の普及等の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする事としました。(第15条関係)

5 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県立学校条例の一部を改正する条例（新潟県条例第56号）

1 特別支援学校の設置

新潟県立川西高等特別支援学校を十日町市に設置することとしました。(別表第4関係)

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。